

第340回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 錄

令和7年12月11日

第340回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

1 開催日時 令和7年12月11日（木）午後1時30分から

2 開催場所 静岡県庁 別館2階 第1会議室D
(静岡市葵区追手町9番6号)

3 議事内容

- (1) 目標増殖量について
 - ア 令和7年増殖実施結果について 資料1-1
 - イ 今後の目標増殖量について 資料1-2
 - ウ 令和8年目標増殖量について 資料1-3
- (2) 特定疾病のまん延防止に関する委員会指示について 資料2
- (3) その他
 - ・ 次回開催日程について
 - ・ 現状報告「外来魚被害について」

4 出席者氏名

委 員	山本 俊康	前澤 元次	岩田 克久	宮本 善瓦
	大石真依子	秋山 信彦	古畑 恵子	
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	小泉 康二	田中 寿臣	大島 伊織	日吉菜々子

5 欠席者氏名 朝倉 穂積 関 いずみ 松本 美紀

○小泉課長

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第340回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日は、朝倉委員、関委員、松本委員以外の7名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、山本会長よりお願ひいたします。

○山本会長

皆さんこんにちは、会長の山本です。先日内水面の関係で、各地域でカワウが大きな問題となっているということもあり、狩野川漁協の組合長が農林水産大臣と知り合いであるということで、私と狩野川漁協組合長と内漁連専務の3名で、農林水産大臣に陳情してきました。国の方も、しっかりととした対策を取らねばということで回答をいただきました。また、静岡県から出ている牧野復興大臣にもお会いし、その関係についてお伝えしてきました。

また、農林水産政策の連絡協議会があり、内水面の要望があれば取り上げたいということで声がかかりました。私と内漁連専務とで、内水面の現状をお伝えし、県にも是非対策を取っていただきたいという要望をしました。色々、出来る範囲のことを活動として進めてきました。

今日は、その他の議事の中で、浦川漁協と佐久間ダム漁協からコクチバスの問題についての報告があります。10月30日に私の方にもこの問題について、支援していただきたいという話もありましたので、皆さんから御意見をいただければと思います。

師走のお忙しい中ではございますが、来年に繋げるような対策もございますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○小泉課長

ありがとうございました。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、山本会長より御指名願います。

○山本会長

それでは、本会の議事録署名人につきましては、宮本委員と古畠委員にお願いいたします。

○小泉課長

なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、山本会長にお願いします。

○山本会長

それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。

早速、議事に入ります。議事の（1）は「目標増殖量について」でございます。まずは、ア「令和7年 増殖実績について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

それでは、議事の1について説明させていただきます。本議題につきましては、3段階に分かれておりまして、最初に漁協の増殖実績を報告、次に今後の増殖手法について検討、最後に来年の目標増殖量を決定する、という流れになります。

まず、令和7年増殖実績について説明させていただきます。資料1-1を御覧く

ださい。

I の経緯を説明いたします。漁業法第168条の規定により、第五種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務を負っています。増殖の方法及び規模については、水産庁長官通知により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定めた増殖方法及び規模（目標増殖量）により増殖義務を履行することとされています。また、漁協が増殖を怠っている場合は漁業法第169条第1項の規定により、増殖命令を発動することができますが、災害や魚病の発生、全国的な種苗の不足等の客観的にやむを得ない事情による場合のほか、遊漁者の減少や地域住民の減少・高齢化等により漁協の経営状況が悪化していると認められる場合は、直ちに169条1項の増殖命令を発動するのではなく、まずは増殖を着実に行えるよう、支援や助言、指導を行っていくこととしております。

次にIIの令和7年増殖実施結果について説明いたします。1の概要として、漁業権魚種となっている11魚種のうち、フナ、ワカサギ、ウグイ、オイカワ、コイの5魚種では全ての漁業権者が目標増殖量を達成しました。一方、6魚種で目標を達成できない漁業権者が見られましたが、その理由は、種苗自体の不漁や遊漁者数の減少等やむを得ないと考えられますが、長年目標を達成できていない漁協については改善するよう促していきたいと思います。

2の目標を達成できなかった魚種とその理由等を説明いたします。（1）のアユは、全22漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、遊漁料収入が減少し経営が厳しいため達成できませんでした。（2）のアマゴは、全26漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、大雨の影響で養魚場のアマゴが死んでしまい、放流数が少なくなってしまったため達成できませんでした。（3）のニジマスは、全14漁業権中2漁業権で目標を達成できませんでした。これは、遊漁料収入が減少し経営が厳しいため達成できませんでした。（4）のウナギは、全12漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、入荷した魚体の体重が大きかったため尾数としての目標を達成できませんでした。2ページを御覧ください。（5）のモクズガニは全4漁業権中2漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、種苗が入荷せず十分に確保できなかったため放流できませんでした。（6）のイワナは、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、地元固有種を生産し放流する予定でしたが、生産が難航したため放流できませんでした。

3の増殖量が0の魚種とその理由等を説明します。こちらはコイが増殖量を0としています。KHVまん延防止のため、全国的に放流による増殖を自粛しており、本委員会の指示により県内全漁協で放流をストップしているところです。そのため、コイの増殖量は0となります。

3ページから7ページは、県内の魚種ごとの増殖実績をまとめた表になりますので、御確認ください。また、最後の8ページに根拠法令を記載しています。

令和7年増殖実施結果の報告について、事務局からの説明は以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

- 秋山委員 アマゴとニジマスについて質問です。アマゴは井川漁協ですが、継続して目標を達成できていません。大雨の影響とのことですですが、どのくらいの影響でしょうか。特に令和4年は放流を頑張っていますが、これだけ続いていると、大雨の影響というだけではないのです。
- 日吉主事 各年度、大雨の影響という報告を受けています。井川漁協については、令和に入ってから目標を達成できていない状況が続いているので、事務局の方で漁協への聞き取りや、現場確認という形で対応していこうと考えています。
- 秋山委員 ニジマスについては、そもそもニジマスが外来種という問題もありますが。富士宮市が放流できていませんが、これは市が放流しているのですか。
- 日吉主事 富士宮市ではなく、富士宮市漁協という漁協の名前です。潤井川等の漁業権を持っています。
- 秋山委員 入漁料収入が少ない、というのは仕方の無いことですが、放流量はどんどん減っています。であれば、ニジマスは外来種であるから漁業権魚種から外しても良いのでは無いかと思います。収入も無い中で、無理して放流することはないのでは。
- 日吉主事 漁協からは、人が減っていてお金も無い中で厳しい、ということしか確認が取れていない状況です。これから漁協には、今後の改善について話していきたいと思っています。
- 秋山委員 赤字になっていて、増殖もできない状況であれば、ニジマスの漁業権をやめるとと思いますが。ニジマスは自然増殖をしないので、どんどん減っていきます。漁協も続ける理由があるんでしょうか。
- 宮本委員 富士宮自体がニジマスの街、ということもあるかと思います。
- 秋山委員 そうであれば、もうちょっと改善するべきかと思います。放流できなくて、魚がいなくて、お客様が来ない、という悪循環にはいっているかと思います。同じ事をやっていくのではなく、もうちょっと改善していってもらいたい。
- 山本会長 後の議事で、来年の目標増殖量を決めますので、その時に質問されても良いかと思います。
- 宮本委員 外来魚というと、コイも外来魚であり、全く放流されていないのであれば、考え方を変えた方が良いのではないかと思います。無理に放流しなくとも、増えるものは増えるし、減るのであれば外来魚が減るだけなので、無理に増やすこともないのでは。

○小泉課長 コイヘルペスの病気の関係で、漁業権を免許しているけど、増殖は今のところ無し、という指示を出しているところです。

○山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（1）のアについては終了いたします。

○山本会長 続きまして、イの「今後の目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、今後の目標増殖量について説明させていただきます。資料1-2を御覧ください。

I の令和7年の目標増殖量の考え方を説明いたします。目標増殖量については、これが各漁協の負担となり経営を圧迫している可能性があるなどの理由から、平成29年から見直し作業を進めた結果、第317回委員会において、前年の目標増殖量を単に踏襲する平成30年以前までの方法を見直しました。さらに、毎年度の委員会において、漁協からの要望を基にした修正を加え、現在以下の考え方で目標増殖量を算出しております。

ウナギ、ウグイ、オイカワ及びコイを除く魚種については、資料記載のとおり基準となる目標増殖量に採捕者数の比率を乗じて目標増殖量を算出しております。採捕者数については、直近5年間の採捕者数の5つの値のうち、最高値、最低値を除いた3つの値の平均を求めた上で、平成21年度の採捕者数に対する比率を求めます。この比率を基準となる目標増殖量に掛けることで、目標増殖量を求めております。これは遊漁者数が減った分、目標増殖量を減らしていくという考え方になります。基準となる目標増殖量については、県内全漁協で目標増殖量を達成した平成21年の目標増殖量を原則としており、平成26年及び令和6年の漁業権免許更新時に伴い漁業権漁場が拡大・縮小したものについては、切替え前後の漁場面積の比率を反映させた値を基準となる目標増殖量の値としています。また、令和9年の目標増殖量までは、基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方を上限としております。これは現在、漁協が回復を図っていく最中で、上記の計算式を適用した場合、目標増殖量が増えてしまうからです。

次にウナギについては先ほどと同じように基準となる目標増殖量に採捕者数の比率を乗じています。さらに、漁協への負担が単価によって左右されるため基準年の単価を基準として、直近5年間の単価の5つの値のうち、最高値と最低値を除いた3つの単価平均との逆数を掛け合わせることにより、目標増殖量を求めております。これにより、採捕者数が減った分目標増殖量を減らしていくという考え方と、ウナギ単価が高いと目標増殖量が少なくなる考え方を踏まえた算出方法としています。ウナギについても、基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方を上限としております。

2ページを御覧ください。続いてウグイ、オイカワ及びコイについては、前年の目標増殖量を維持しております。これは、ウグイ、オイカワが産卵場造成によること、コイは放流を自粛しているためです。

ニジマスについては、目標増殖量の単位を「尾数」と「kg」で選択可能としております。これは、キャッチアンドリリースの特定区などを定める漁協が増える中、大型のニジマスを放流する漁協と稚魚などの小型のニジマスを放流する漁協とで、負担が違うためです。ニジマスの重量に関しては、全漁協からの報告を元に重量の平均を求めております。

モクズガニについても、目標増殖量の単位が「重量(kg)」ですが、資料記載のとおり「尾数」で換算できるようにしております。これは、不漁によりモクズガニの種苗の入手が困難なことから目標増殖量の未達成が続いているため、従来よりもサイズが小さい種苗も放流できるようにするためです。3mmの稚ガニを1,190尾、5mmの稚ガニを930尾、7mmの稚ガニを340尾放流した場合は、5~6cmのモクズガニを1kg放流したと換算します。

次にⅡの令和8年の目標増殖量の考え方について説明します。平成30年の目標増殖量の見直しの後、令和6年度には、県内25漁協中11漁協の当期利益が黒字になるなど、一定の効果が見られました。そのため令和8年は、令和7年の目標増殖量の考え方を基本とします。目標増殖量の算出方法については、大きな問題もなく変更の要望が出されていないことから、令和8年の目標増殖量算出方法も、令和7年の目標増殖量算出方法から変更なしとします。

3ページを御覧ください。最後に、Ⅲの令和8年の目標増殖量についてです。こちらにつきましては、Ⅱで説明したように令和7年の目標増殖量の算出方法と同様であり、上限値も「基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方」のままとします。

今後の目標増殖量について、事務局からの説明は以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○山本会長

特に御質問等ないようでございますので、議事の(1)のイでございますが、終了してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○山本会長

ありがとうございます。それでは議事(1)のイについては、決定ということで終了いたします。

○山本会長

続きまして、ウの「令和8年目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

続いて令和8年目標増殖量について説明させていただきます。資料1-3をご覧下さい。

Iの考え方について、令和8年目標増殖量は、先ほどの議題で御協議いただいた考え方に基づき、決定します。

IIの令和8年目標増殖量について(案)について、次のページ「令和8年目標

増殖量（案）」のとおりとなります。3ページからは、目標増殖量に変更がないウグイ、オイカワ及びコイ以外の魚種について令和7年目標増殖量と比較した表となっています。

令和8年目標増殖量について、案のとおり決定してよろしいか、御審議よろしくお願ひいたします。令和8年の目標増殖量についてですが、令和7年の目標増殖量に比べうなぎの目標増殖量が全漁協増加しています。これは、うなぎの単価平均が安くなつたため目標増殖量が増加したことになります。また、各漁協で遊漁者数が増加した漁協についても、目標増殖量が増加しています。

事務局からの説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○宮本委員 アマゴの種苗価格は上がっているのでしょうか。

○日吉主事 アマゴの種苗価格については把握していないです。漁協さんとしては、どうでしょうか。

○岩田委員 そこまでではない印象です。

○山本会長 漁協によっては、目標以上に放流しているところもあります。ウナギの説明をもう一度お願いします。

○日吉主事 遊漁者数が減つたら目標量が減る考え方と、ウナギの単価が上がつたら目標量が減る考え方をかけ合わせています。令和8年については、近年のウナギ単価が下がつたことにより、目標量が増加しています。

○山本委員 ウナギの遊漁者が増えた、減った、というのは分かるのでしょうか。

○日吉主事 把握できていないです。目標量の算出で使用している遊漁者数は、魚種関係無く全体の遊漁者数としている。漁協によって全魚種券を販売しているところもあり、魚種ごとの遊漁者数を出すのは難しいです。

○宮本委員 興津川漁協は、ウナギは別の券ですよね。

○前澤委員 置針については、別の券を購入することになっています。

○秋山委員 富士宮市漁協のニジマスの件ですが、他の漁協よりも目標量がかなり多いです。遊漁者数が増えたら目標量が増えるということですが、食い違いがあるかと思います。

○日吉主事 基準の値が高めに設定されているため、遊漁者数の比率を乗じても、他漁協よ

り多くなっています。

○宮本委員 潤井川は特別区のようなものを設定していたかと思いますので、それで多く放流しようとしていたのではないでしょか。

○秋山委員 現状に合わせないと、ずっと未達成が続いていくかと思います。

○日吉主事 見直ししていきたいと思います。

○秋山委員 モクズガニについて、毎年種苗が無いという話がありますが、内漁連で種苗を作れないのでしょうか。どのように達成させようとしていますか。

○日吉主事 現時点では、近くの漁業権の無い河川で遡上されているのであれば、特別採捕で漁協さんが採捕し、自分たちの漁場に放流する、という方法で対応できないか検討しています。

○秋山委員 その方法だと、地域の資源量そのものの管理としてはマイナスになってしまうため、種苗放流をしていただきたいです。オイカワみたいに産卵場造成で増殖、もできないですから。

○宮本委員 産卵場造成ではできないのでしょうか。

○秋山委員 モクズガニは海で産卵するため、河川での産卵場はできません。カニを増やすには放流するか、資源量に合った漁獲量とするかしかないかと思います。

○山本会長 モクズガニは全国的に減少傾向にあるのでしょうか。

○秋山委員 関東では増えすぎているみたいで、駆除しているそうです。

○日吉主事 漁業権のある漁場では、天然遡上はあるとの報告を受けています。

○秋山委員 全国的に減っているとは聞いていません。モクズガニはいて、増殖の義務があるのであれば、対処策を考えいただきたいです。

○小泉課長 県としても4～5県で種苗をつくっているそうですが、生産量も多くなく県外に出していないと聞いています。随時間合せをしていきたいですし、浜名湖でも取れるときがあるので、斡旋等できないか検討しています。

○山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（1）のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○山本会長

ありがとうございます。それでは、議事の（1）のウについては、決定ということで終了いたします。

○山本会長

続きまして、議事の（2）は「特定疾病まん延防止に関する委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

それでは、議事2について説明させていただきます。資料2を御覧ください。特定疾病のまん延防止に関する委員会指示についてです。資料2の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明いたします。1のコイヘルペスウイルス病（以下「K H V病」）とは。K H V病は、高い死亡率を示すウイルス性の疾病であり、コイにのみ感染が確認されています。平成15年10月の茨城県霞ヶ浦において感染が確認された後、全国的に感染が拡大し、平成17年には全ての都道府県において感染が確認されることとなりました。2の本県における発生状況について。平成15年11月に釣り堀（私有水面）で初めて発生が確認されて以降、令和7年12月1日現在、全21件の発生が確認されております。3の本委員会指示について。水産庁からの通知に基づき、天然水面におけるコイの放流・移植の安全確認及びK H V病確認水域からの持ち出し等について、平成16年6月より本委員会指示により制限しております。この通知は7ページに添付しています。現在、沖縄県を除く46都道府県において、同様の委員会指示が発出されており、全国で統一した対応がとられております。

続きまして、IIの指示の内容についてになります。現行の指示内容として、概要を説明します。1 指示の内容。（1）持ち出し及び放流の禁止。K H V病に感染し、又はその疑いがあると知事が認めたコイがいる水域においては、生きたままコイを持ち出し、又はコイを放流することを禁止します。（2）放流の制限。公共用水面やその接続水面、以下「公共用水面等」において放流する場合、放流しようとするコイは、検査により、K H V病に感染していないことが確認されていること等の要件を満たす必要があります。ただし、採捕した水域と同一の水域に再放流する場合は、この限りではありません。（3）遺棄の禁止。生死を問わず、公共用水面等へのコイの遺棄を禁止します。2 指示の適用除外。静岡県漁業調整規則第47条第1項、いわゆる特別採捕許可に基づき知事の許可を得たものが当該許可の範囲内で当該指示に関する行為をする場合は、委員会指示は適用が除外されます。次のページの3 指示の有効期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

次に、更新する事項として【更新の内容】を御覧ください。本委員会指示は令和8年3月31日で期間満了となりますので、有効期間を2年間更新します。更新後として、指示の有効期間が令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。次の3ページから更新となる本委員会指示の案となります。前回からの変更部分には下線が引かれています。また、1指示の内容の(1)であった、知事が公表するものとしている当該水域については、次の4ページにある静岡県告示案にて公表を予定しています。この内容については、新たな水域でのK H V病が発生していないことを踏まえて、特に修正変更はありません。5ページからは、現在

の委員会指示と静岡県告示となっています。2ページにお戻りください。

最後にⅢの諮問の内容です。KHV病のまん延防止のために、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、審議のうえ決定をお願いします。

また、8ページから参考資料として、過去の指示について、KHV病の発生状況、知事指定水域について、関連法令の抜粋を掲載しています。

なお、最後の10ページに根拠法令を記載しています。漁業法第120条第1項より、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができるとなっています。また、漁業法第171条第4項では、この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行うとなっています。指示の内容に記載されている適用除外としてありました、静岡県漁業調整規則第47条第1項は、この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具もしくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しないとなっています。

それでは、御審議の程よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○宮本委員

県内では令和3年から発生していないことですが、無くなってしまったのでしょうか。

○小泉課長

全国ではポツポツ出ています。実際に3か月程前に、県内の養殖場から出荷したコイが、納入した先でKHV病になりました。一時、県内出荷元が疑われましたが、元々納入先のコイが感染していたようで、出荷したコイも感染したようでした。ウイルスが無くなったということはありません。

○山本会長

コイを運ぶこと自体で感染していくのでしょうか。

○小泉課長

コイ自体もですが、飼育水も要因となります。基本的にはコイを触媒としますが、そこから流れる水から感染することもゼロではありません。

○山本会長

ため池等は大雨が降ると、溢れて水が下流へ流れていきます。水が少ない場合も、栓を抜いて田んぼに水を送ることがあります。ため池に保菌しているコイがいる場合、水が出ることで感染が広がるということでしょうか。

- 小泉課長 可能性はあります。委員会指示の水系での管理は、そういう意味もあります。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（2）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し。
- 山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（2）については、決定ということで終了いたします。
- 山本会長 続きまして、議事の（3）は「その他」でございます。まずは、次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について連絡します。次回の開催は2月下旬から3月上旬を予定しております。現状議題がないので、このまま議題が発生しなければ開催しない予定です。開催時には事前に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
- 日吉主事 次回開催日程については以上です。
- 山本会長 続いて、現状報告として「外来魚被害について」事務局より説明をお願いいたします。
- 日吉主事 続いて、現状報告ということで「外来魚被害について」委員会に共有したいことがあってお時間いただきました。上に現状報告と書かれた一枚資料を御覧ください。
- 今年10月30日に浦川非出資漁業協同組合と佐久間ダム非出資漁業協同組合からコクチバス再放流禁止のお願いという文書を受け取りました。文書の内容は資料のとおりです。コクチバスやオオクチバスといったブラックバスやブルーギルは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、通称外来生物法によって特定外来生物に指定されています。この特定外来生物は生きたまま移動させることや、野外への放出が禁止されています。しかし、捕まえたその場ですぐに放す再放流（キャッチアンドリリース）は禁止されていません。
- 文書では浦川漁協、佐久間ダム漁協の漁場において、コクチバスが大量に繁殖していること、駆除活動を実施しているが苦慮していること、その要因の一つとして遊漁者による再放流が挙げられています。そのため、静岡県内水面漁場管理委員会に対し、再放流禁止の要望をする、といった内容となっています。
- コクチバスをはじめとした外来魚の再放流について、外来生物法では規制されていないことから、各都道府県や市町村単位で規制を行っているところがあります。例えば滋賀県では県条例で再放流禁止にしていたり、隣県である神奈川県、山梨県、長野県では内水面漁場管理委員会指示にて再放流禁止としています。現状静岡県では、条例等により外来魚の再放流禁止の規制を行っていません。
- 漁協でコクチバスによる食害、漁業や遊漁の被害があること、再放流禁止の要

望が提出されたことを受け、事務局では外来魚の再放流禁止の委員会指示が出せないか検討しているところです。

外来魚被害について、現状として再放流禁止の要望があったこと、委員会指示としての対応を検討していること、共有させていただきました。事務局からの説明は以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○宮本委員

再放流禁止にして、どこまで効果があるかが問題であると思います。再放流しても、傷ついたりしていて死んでしまうのもいます。また、駆除するのであれば、ルアーの効率は餌釣りより悪いです。遊漁者が釣った数では減らないと思いますので、水を抜くとか刺網で採捕するとかしないとダメなのではないでしょうか。

○山本会長

アユの遊漁者が多い場所ですので、アユのシーズンとコクチバスがかぶることがあります。アユを釣っている時にコクチバスがかかつてしまう。その時はキャッチアンドリリースをやめてもらいたい、ということかと。駆除については、どのようなことをしていますか。

○小泉課長

特別採捕によって刺網等で駆除しています。アユのシーズンはできないですが、シーズン前後に内漁連や県の水技研も協力して行っています。この要望は、更に効果を上げるために、という主旨だと聞いています。委員会指示が発令されたら、漁協に効果を確認してもらう予定です。

○山本会長

この冬の時期、コクチバスは釣れないのでしょうか。

○小泉課長

水温が低すぎるので、1か月前くらいに対策されたそうですが、捕れなかつたと聞いています。コクチバスが深場に入ってしまうそうです。

○岩田委員

この漁協では1匹いくら、で買取りを行っていますが、金銭的に大変だと聞いています。コクチバスの釣り大会をやつたらどうか、という案もあります。それなら、うちの気田川からも応援に行こうという話もあるくらいです。同じ水系のため気田川も、天竜川も危ないと思っていて、みんなで考えていかなければいけないと考えています。浦川では、今年の遊漁者がかなり減ってしまいました。

○山本会長

どのくらい減ったのでしょうか。

○日吉主事

令和4年の遊漁者数から半分に減っています。

○秋山委員

静岡県としてどうしていくのか、決めていただく必要があるかと思います。水産だけではなく、くらし・環境部とも話していただきたいです。県として駆除するということであれば、委員会指示を出した上で、あらゆる手段を講じていく。

そうしないと、また釣り人が放流してしまい、結局漁協の方が苦労されます。極端な話、バス釣りは禁止、ぐらいのことをしないと外来種の問題は続いていくと思います。それこそ、最近、より危険な外来魚が放たれていると聞いています。魚食性の強い外来種というくくりでも良いと思いますが、県として駆除するという全体的な観点を含めて、県で検討していただきたいです。

○大石委員

コクチバスではないですが、近くの焼津の川にはテラピアがいます。タイが死んでいるかと思ったら、大きなテラピアが死んでいました。子どもの数も多く、昔はザリガニやメダカ、コイ、フナもいた川でしたが、今はフナすらいなくなってしまいました。誰かが放したスッポンもいる、そんな状態です。釣り人は楽しいから放流してしまうと思います。やっぱりダメだよ、というのを大々的にしていかないと、やる人はやると思いますが、止める人もいると思います。そういうことも必要だと、ちょっと感じています。

山梨県の西湖で釣りをしましたが、マスを釣ってる時にブラックバスがドンと来て、仕掛けがなくなってしまい、おもしろくない状態でした。アユ釣りでも同じことが起きているんじゃないでしょうか。遊漁者数が減ったのは、そういうことだろうと思います。そこは、県としてしっかりとやっていただいた方が、釣り場としては助かると思います。

○宮本委員

スッポンが増えたのは、もともといたやつが温暖化で増えたのではないでしょうか。テラピアが急激に増えたもの温暖化で、ザリガニが減ったのは農薬のまきすぎではないでしょうか。

○大石委員

20年、30年前から増えてきてはいるんですよね。今まではフナやメダカ、コイがいましたが、今はテラピアしか捕れない状況です。近くの川が、まるで海外のようになっています。

○宮本委員

ブラックバスについては、絶滅できれば良いですが実際減らないですし、全部捕ろうにも捕れないじゃないですか。ですから、移動制限も、罰金でもやっていただき全部捕っていただきたいですが、結局釣り人が減っても魚は将来ずっと残ってしまう。それを考えると、どこまで有効なのかが疑問です。

駆除対象の場所では駆除するから、釣り人に応援協力してください、となれば釣具メーカーも多分スポンサーにつくと思います。大々的にアピールして減らしていった方がいいかな、と思います。駆除は駆除で思い切りやってしまって。

○秋山委員

基本的には、1回自然に出てしまった植物、動物はもう完全にゼロにはできないです。今は皆さん漁業権魚種は増殖しながら捕獲して、ということをやられていますが、外来種は勝手に増えていて、勝手に増やしちゃってになっています。根本的に、静岡県内ではバスとかブルーギルとかを、例えばルアーで釣るのは全部禁止ですよとか、駆除する期間に限って釣りきって良いですよとか、キャッチアンドリリース禁止ですよとか、そういうアイデアが色々出てくると思います。

ただ、それにあたって、静岡県として外来種を根絶するんだという姿勢を全面

に出しておかないと、対策を増やしても意味が無いかと思います。

○宮本委員

ルアー禁止と言っても、ルアーはブラックバスを釣るためのものではなく、アマゴなどの他の魚も釣れます。ルアー禁止にされると、一気に釣り人口が減るかと。

○秋山委員

アマゴの漁業権魚種を持ち漁場としている場所で釣る場合は、お金を払って釣っているので問題ないですが、漁業権がないところで増えてしまっているのが問題です。

○宮本委員

アマゴを釣るルアーとブラックバスを釣るルアーって違いますが、魚にとってはどちらも同じルアーのため釣れてしまいます。

○秋山委員

アマゴを釣るためにお金を払って釣っている人は、たまたま釣れてしまったバスについては駆除してもらえば良いことで。そうじやない漁業権のないところでは、釣れてしまっても再放流してしまい、バスが広がっているわけですよ。それが問題だと思っています。

○宮本委員

ルアー禁止となったら、その人は何を釣っているんだという話になってしまいます。

○日吉主事

例えば、ブラックバスのルアー禁止となっている中でルアーをしていて、「ブラックバス釣っているんじゃないか」と言われた時「いやいやアマゴ釣っていますよ」みたいなことでしょうか。

○宮本委員

ブラックバスを釣っているかもしれないし、アマゴを釣っているかもしれないし、ルアー禁止だと区別がつかなくなってしまいます。

○秋山委員

そこは別に禁止にしなくてもいいでしょう。それは、漁場内でブラックバスがいたときにやればいいわけですし。

○宮本委員

ルアーを投げることを自体禁止にしたら、そっちも禁止になると思います。

○秋山委員

基本的に、例えば静岡県に漁場の無い池とか川とかが沢山あります。そこは別に釣りをしようがしまいが、どちらでも良い。ですが、そこで明らかにルアーで、放流されたブラックバスを釣るという行為を禁止するべきだと思っています。そのために、まずは全部を禁止して、漁業権のあるところではお金を払って釣るというのは問題無いという風にして。

○宮本委員

ルアーを禁止にするというのは、すごい乱暴な意見だと思います。それでどこまで効果があるのか分かりません。もうすでに、実際にブラックバスがいて、減らないじゃないですか。

○秋山委員 要するに、漁業権の無いところをどうやって規制するか、という話です。漁業権がある漁場はちゃんと管理されています。だから、そこでルアーフィッシングをするとかは良いんですよ。だけど、漁業権の無いところが内水面では多くあり、そこがブラックバスの発生源、問題となっているわけですよ。こっそり放流して、ルアーフィッシングで釣って楽しむために、放流されています。それで在来種がみんななくなってしまっています。

○宮本委員 それを言ったら、ヘラブナやコイもそうじゃないですか。

○秋山委員 でもそれは、ちゃんと管理釣り場になっています。

○宮本委員 いや、コイなんかは管理されていないです。ヘラブナも最初は、愛好家の人気が持ち込んで、逃がして、そこから始まっているわけで。

○秋山委員 漁業権の無い、管理できていないところをどうするかという話でして。これは、この委員会でどうこうという話ではないんですよ。委員会はあくまでも、内水面の漁場をどうするかという場所で、それ以外のところに問題が発生しています。

それを規制するには、当然放流はダメですが、結局釣る人がいればそのためには密かに放流してしまいます。だけどブラックバスを釣りしている行為は、誰からでも見ることができるので、これを完全に禁止しよう、というわけですね。

○宮本委員　　自分からしたら、それはこう乱暴だな、本来的な釣りの権利がなくなるな、という気がします。

○大石委員 管理できないところは禁止として、そこでブラックバス釣りをする人がいたら通報されて……、リスクを負って釣りをしなくなるのではという。

○山本会長 漁業権のあるところと、はつきり分けてしまえば良いと思います。

○富本委員 管理していないところでも、例えばナマズとかいろいろじゃないですか。

○秋山委員 例えば、もんどりという漁具は静岡県の規則で禁止にしています。それはあまりに捕れすぎてしまう、ということで規制されています。昔は子どもたちも使っていましたが、今は漁法として禁止されています。ただ、漁業権のあるところでは、一部お金を払って行うのは問題無いとなっています。

○宮本委員 漁業権の無いところに、ブラックバス以外の在来種でルアーで釣れる魚がいるじゃないですか。ルアー全面禁止は基本的に違うかと思います。

○秋山委員　　全面禁止ではなく、場所で見ていただいて。外来種を狙ってルアーで釣ることを禁止して、抑止力としていく形です。

- 山本会長 委員会から県に対して、外来種について条例で取り締まってほしいことを申し入れすることはできるのでしょうか。
- 小泉課長 条例はハードルが高く、出るまでに何年もかかります。委員会指示は、この委員会内だけで決めることができます。
- 秋山委員 まず第一歩としては、委員会指示で良いと思います。その先、県として外来種をどうするか、水産だけではなく他部局とも話をさせていただきたいです。外来種が広がらないようにしていかないと、アユがいなくなるどころではなくなってしまいます。
- 山本会長 ひとまずは、委員会として再放流禁止の指示を出す方向で準備していく、ということでおろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し
- 山本会長 ありがとうございます。それでは、そういうことで事務局にお願いしたいと思います。
以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。
皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 小泉課長 山本会長どうもありがとうございました。
委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第340回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 8 年 1 月 19 日

議長

二重後藤



令和 8 年 2 月 2 日

議事録署名人 古畑 東子



令和 8 年 1 月 24 日

議事録署名人 宮本 善直



